

議案第 20 号

芽室町道路占用料徴収条例中一部改正の件

芽室町道路占用料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 20 年 3 月 3 日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町道路占用料徴収条例（昭和 28 年芽室町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項の次に次のように加える。

郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個につき 1 年	450 円
---------------	------------	-------

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

郵政事業の民営化に伴い、郵便差出箱及び信書便差出箱の道路占用物件に対し道路占用料の額を定めるため、芽室町道路占用料徴収条例を改正するものであります。

芽室町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				現行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占 用 物 件	単 位	占用料		占 用 物 件	単 位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲 げる工 作物	—略—	—略—	—略—	法第 32 条第 1 項第 1 号に掲 げる工 作物	—略—	—略—	—略—
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	1,100円		変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	1,100円
	郵便差出箱及び信書 便差出箱	1個につき1年	450円		広告塔	表示面積 1 平 方メートルにつき 1年	1,100円
	広告塔	表示面積 1 平 方メートルにつき 1年	1,100円		—略—	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
<p><b>附 則</b> この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>							